

### 第2期中期目標のポイント

#### ○業務運営の効率化に伴う経費節減等

- ・一般管理費は、15%程度(年3%程度)の額、事業費は5%程度(年1%程度)の額を節減すること。
- ・総人件費は平成18年度からの5年間で5%以上削減することについて、着実に実施することとし、人件費改革の取組は平成23年度まで継続すること。
- ・契約は原則、一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するなど、随意契約の適正化を推進すること。
- ・中期目標期間中に、本部事務所移転の適否を含めた検討を行い、必要な措置を行うこと。

#### ○国民に対するサービスの向上

- ・PMDAの事業及び役割についての周知を図ること。

### 第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (1) 効率的かつ機動的な業務運営

##### 第2期中期計画(案)

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「組織・業務全般の見直し」(平成19年12月20日厚生労働省)において、示された業務の効率化及び内部統制・ガバナンスの強化をより一層推進することとしている。

## 全体関係

### (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減

#### ① 一般管理費の節減

##### 第2期中期計画(案)

平成20年度と比べて15%程度の額を節減する。  
平成21年度以降に発生する一般管理費については、発生した次年度から年3%程度の額を節減する。

#### ② 事業費の節減

##### 第2期中期計画(案)

平成20年度と比べて5%程度の額を節減する。  
平成21年度以降に発生する事業費については、発生した次年度から年1%程度の額を節減する。

# 全体関係

(参考)

## 平成19事業年度 効率化対象経費の削減状況について

### ○一般管理費

(単位:百万円、%)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (C)=(B)-(A)	欠員分人件費相当額 (D)	削減額 (E)=(C)+(D)	削減率 (E)/(A)
一般管理費	6,031	5,515	△ 516			
人件費	3,741	3,304	△ 437			
除外経費(△) (退職手当等)	101	90	△ 11			
効率化対象額	3,639	3,214	△ 426	321	△ 105	△ 2.9%
物件費	2,290	2,211	△ 79			
除外経費(△) (公課費)	109	116	7			
効率化対象額	2,182	2,095	△ 86		△ 86	△ 4.0%
効率化対象額 (人件費+物件費)	5,821	5,309	△ 512	321	△ 191	△ 3.3%

< 参 考 > 過去の削減率

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
削減率	△ 15.6%	△ 3.4%	△ 2.8%

### ○事業費

(単位:百万円、%)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (C)=(B)-(A)	実費徴収旅費不用額 (D)	削減額 (E)=(C)+(D)	削減率 (E)/(A)
事業費	18,438	9,536	△ 8,902			
除外経費(△)	15,310	6,918	△ 8,391			
効率化対象額	3,129	2,618	△ 510	102	△ 409	△ 13.1%

< 参 考 > 過去の削減率

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
削減率	△ 18.8%	△ 9.4%	△ 6.0%

※計数は原則として、それぞれ単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

## 全体関係

### ③人件費改革の継続

#### 第2期中期計画(案)

期初の人件費から、平成18年度以降の5年間(～平成22年度)において、5%以上の削減を行うとともに、人件費改革を平成23年度まで継続。

※ 「期初の人件費」とは、709人(人件費改革を平成23年度まで継続したとき:723人)×17年度1人当たりの人件費

#### PMDAの常勤役職員数

	16年 4月1日	17年 4月1日	18年 4月1日	19年 4月1日	20年 4月1日	21年 1月1日	中期計画期末 (20年度末)
PMDA全体 (役員を含む)	256人	291人	319人	341人	426人	430人	484人
うち審査部門	154人	178人	197人	206人	277人	279人	—
うち安全部門	29人	43人	49人	57人	65人	66人	—

※ 今後、21年4月迄の採用予定者総数は、19年度公募による採用予定者を含め、101人である。

注1) 審査部門とは、審査センター長、上席審議役、審査センター次長、審議役、審査業務部、審査マネジメント部、新薬審査第一～四部、生物系審査第一～二部、一般薬等審査部、医療機器審査部、信頼性保証部及びスペシャリストをいう。(20年4月1日に審査管理部を審査業務部と審査マネジメント部の二部制とするとともにスペシャリストを新設した。)

注2) 安全部門とは、安全管理監、安全部及び品質管理部をいう。